

短大協発第02001号
令和2年4月8日

日本私立短期大学協会
会員短期大学代表者 殿

日本私立短期大学協会
会長 関 口 修



令和2年度 春季定期総会について（至急のご連絡）

標記の件、新型コロナウイルスの感染拡大の現状に鑑み、来る5月21日（木）に名古屋市において開催予定であった春季定期総会は中止し、書面審議を実施いたします。

ご審議いただきます下記事項については、後日、改めて資料をお送りいたします。

何とぞ、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【令和2年度 春季定期総会審議事項】

1. 令和元年度 収支決算報告について
2. 役員の変更について
3. 令和2年度 事業計画について
4. 令和2年度 会費の単価・総額及び収支予算について

以上

〈本件問い合わせ先〉日本私立短期大学協会事務局 総務課
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 6階
TEL : 03-3261-9055 Fax : 03-3263-6950 E-mail : soumu@tandai.or.jp

日本私立短期大学協会会則（抜粋）

第29条 総会は、協会の最高議決機関であって、毎年度、春秋各1回定期に開催する。ただし、理事会又は常任理事会が必要と認めるとき、又は会員総数の過半数から請求があったときは、臨時に開催する。

2 総会は、次の事項について議決する。

- 一 会則の変更に関する事項
- 二 事業報告及び収支決算に関する事項
- 三 事業計画及び収支予算に関する事項
- 四 会則その他の規程により、議決が必要とされる事項
- 五 その他、総会において特に議決を必要とされる事項

3 前項第三号に規定する事業計画及び収支予算が、前年度末までに総会において議決されないこととなる場合は、年度開始時から総会で議決されるまでの間は、前年度末までに開催する理事会における事業計画（案）及び収支予算（案）にかかる審議を経て、事業を執行することができる。

4 議事録は、協会事務局において作成し、会長が予め指名する理事2名が、署名・捺印しなければならない。